

## 平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名: 日本学術振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
貸室賃借契約(住友一番町FSビル 3, 4階)	独立行政法人日本学術振興会理事長小野元之 東京都千代田区麹町5-3-1	平成21年7月2日	住友不動産株式会社	ビル管理会社としか契約締結ができないため(会計規程第37条第1項第1号)	非公表	61,606,544円	-	-	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃借契約(当該契約に付随する契約を含む。)	5	
審査管理システムの改造 平成21年度若手研究(スタートアップ)合議審査 対応 外	独立行政法人日本学術振興会理事長小野元之 東京都千代田区麹町5-3-1	平成21年7月24日	みずほ情報総研株式会社	排他的権利の保護(会計規程第37条第1項第1号)	非公表	38,955,000円	-	-	競争に付することが不利と認められる場合。	14	
特別研究員-RPD懇談会の会場使用等	独立行政法人日本学術振興会理事長小野元之 東京都千代田区麹町5-3-1	平成21年7月29日	明治記念館	仕様条件を満たす施設がこしかなかったため(会計規程第37条第1項第1号)	非公表	1,370,104円	-	-	競争に付することが不利と認められる場合。	14	単価契約
日本学術振興会 オンライン申請システム 科学研究費補助金事業 交付申請機能維持運用管理業務一式	独立行政法人日本学術振興会理事長小野元之 東京都千代田区麹町5-3-1	平成21年7月31日	NECネクスソリューションズ株式会社	排他的権利の保護(会計規程第37条第1項第1号)	非公表	14,215,740円	-	-	競争に付することが不利と認められる場合。	14	
日本学術振興会オンライン申請システム 優秀若手研究者海外派遣事業(審査機能)カスタマイズ 一式	独立行政法人日本学術振興会理事長小野元之 東京都千代田区麹町5-3-1	平成21年8月4日	NECネクスソリューションズ株式会社	排他的権利の保護(会計規程第37条第1項第1号)	非公表	7,901,643円	-	-	競争に付することが不利と認められる場合。	14	
日本学術振興会 オンライン申請システム 科学研究費補助金事業 平成21年度審査に係るカスタマイズ一式	独立行政法人日本学術振興会理事長小野元之 東京都千代田区麹町5-3-1	平成21年9月1日	NECネクスソリューションズ株式会社	排他的権利の保護(会計規程第37条第1項第1号)	非公表	42,157,500円	-	-	競争に付することが不利と認められる場合。	14	
日本学術振興会 オンライン申請システム 科学研究費補助金事業 平成21年度審査に係るカスタマイズ(研究成果公開促進費の電子実体化)一式	独立行政法人日本学術振興会理事長小野元之 東京都千代田区麹町5-3-1	平成21年9月1日	NECネクスソリューションズ株式会社	排他的権利の保護(会計規程第37条第1項第1号)	非公表	22,181,880円	-	-	競争に付することが不利と認められる場合。	14	
日本学術振興会 オンライン申請システム 国際交流事業 帳票出力カスタマイズ 一式	独立行政法人日本学術振興会理事長小野元之 東京都千代田区麹町5-3-1	平成21年9月2日	NECネクスソリューションズ株式会社	排他的権利の保護(会計規程第37条第1項第1号)	非公表	4,389,000円	-	-	競争に付することが不利と認められる場合。	14	

一般健診及び女性ドッグ検診について	独立行政法人日本学術振興会理事長小野元之 東京都千代田区麹町5-3-1	平成21年9月17日	財団法人保健同人事業団	勤務時間等の短縮により職員の負担軽減及び業務の効率化を推進及び同一の医療機関で継続して実施することにより、検査数値の蓄積や比較が可能等によること(会計規程第37条第1項第1号)	非公表	1,440,000円	-	-	競争に付することが不利と認められる場合。	14	単価契約
一番町FSビル工事	独立行政法人日本学術振興会理事長小野元之 東京都千代田区麹町5-3-1	平成21年9月24日	住友不動産株式会社	ビル管理会社としか契約締結ができないため(会計規程第37条第1項第1号)	非公表	3,213,000円	-	-	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)	5	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成21年度に締結した契約のうち、平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達最適化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。  
その他以下に該当する番号を記載する。
  - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
  - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
  - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
  - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
  - ・特例政令